

第1258号

AFN-1258

# Timely

1994年1月17日創刊 毎週発行  
葵総合経営センターだより週刊版

H31. 3/11 (月)

## 『H31年度税制改正大綱(9) BEPS対応最終段階へ』

**国際課税では、2015年BEPS最終報告書を踏まえ過大支払利子税制が変更される。**1)グループ内のみならず第三者も含む国外の者に対する支払利子を対象とする。2)損金算入限度額の算出で調整所得金額に乗じる一定の割合を20%に変更すると同時に、当該調整所得金額の対象から受取配当等の益金不算入額等が除外される。3)適用免除要件は緩和され次のいずれかを満たせば免除となる。○対象純支払利子等の額が2,000万円以下、○50%超の資本関係を有する全ての内国法人の対象純支払利子等の額の合計が、これら内国法人の調整所得金額の合計の20%以下

同じく、**BEPSプロジェクトの勧告に基づき移転価格税制も見直される。**1)無形資産の定義の明確化:有形資産及び金融資産以外の資産とし、独立の事業者間で対価が支払われ譲渡・貸付けがされるもの2)独立企業間価格の算定方法の整備:DCF法を追加3)所得相応性基準の導入:評価困難な無形資産の独立企業間価格算定に用いた予想と結果が相違した場合、税務署長は最適な方法で再度算定できる。その他、移転価格税制に係る法人税の更正期間、更正の請求期間を7年に延長するほか、利益率に関する差異調整が困難な場合は四分位法に基づく調整を可能とした。

出典元:日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

## 『還付申告書、翌年1月から5年間提出可 控除しきれない住宅ローン控除は住民税で』

2018年分所得税の確定申告は終盤に入る。自分には関係ないと考えている給与所得者も多いと思われるが、**確定申告の義務がない人でも、源泉徴収された所得税額や予定納税をした所得税額が年間の所得金額について計算した所得税額よりも多いたときは、確定申告をすることによって、納め過ぎの所得税が還付される。**この申告を還付申告という。還付申告ができるのは、その年の翌年の1月1日から5年間である。

給与所得者は、(1)年の途中で退職し、年末調整を受けずに源泉徴収税額が納めすぎとなっているとき、(2)一定の要件のマイホーム取得などをして、住宅ローンがあるとき、(3)マイホームに特定の改修工事をしたとき、(4)多額の医療費を支出したとき、(5)特定の寄附をしたとき、(6)災害や盗難などで資産に損害を受けたとき、(7)特定支出控除の適用を受けるとき、などに原則として還付申告をすることができる。ただし、還付を受けることができない所得もある。例えば、(1)預貯金の利子、(2)特定の金融類似商品の収益、(3)一定の割引債の償還差益、(4)一時払養老保険の差益などがある。これらの所得について源泉徴収された所得税は、源泉分離課税になっているので、確定申告によって還付を受けることはできない。また、源泉分離課税制度は源泉徴収だけで課税関係が終了するので、他の所得と合算して確定申告する必要はない。

なお、所得税の額から控除しきれなかった住宅借入金等特別控除額がある場合、翌年度分(2019年度分)の個人住民税額からその控除しきれなかった金額を控除できる場合がある。この制度の適用を受けるためには、年末調整によりこの制度の適用を受けている場合を除き、原則として2019年3月15日(金)までに住宅借入金等特別控除を受けるための確定申告書を住所地等の所轄税務署に提出する必要があるため注意が必要だ。

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

## 葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 [aoi@aoi-cms.com](mailto:aoi@aoi-cms.com)